

補助金等又は民間資金による公益法人の行う融資等業務に係る公表資料
 (補助金等の交付により造成した基金等による公益法人の行う融資等業務以外のもの)

1. 融資等業務の概要 (平成18年度)

法 人 名	社団法人 米穀安定供給確保支援機構
融 資 等 業 務 の 事 業 名	過剰米短期融資事業
事 業 の 概 要	○ 米穀生産者が生産調整方針に基づき、過剰米を区分保管する措置の実施のために必要な資金の無利子貸付け

2. 目標の設定等 (平成18年度)

項 目	講 ず る 措 置 等
実施した見直しの概要 (平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等 (注))	○ 平成19年度から外部監査を導入し、事業の透明性を確保
融 資 等 業 務 の 目 標	○ 全国、都道府県及び地域の作況指数がすべて101以上となり対策が発動された場合、対策加入者に係る過剰米について、無利子短期融資によって100%区分出荷 (市場隔離)
目標達成度の評価	—
そ の 他	—

注)「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)

補助金等又は民間資金による公益法人の行う融資等業務に係る公表資料
 (補助金等の交付により造成した基金等による公益法人の行う融資等業務以外のもの)

1. 融資等業務の概要 (平成18年度)

法人名	社団法人 米穀安定供給確保支援機構
融資等業務の事業名	信用保証事業
事業の概要	○ 米穀の販売業者が出荷事業者から買い受ける米の代金や販売事業者が販売業務を行うために必要な運転資金等に係る債務保証

2. 目標の設定等 (平成18年度)

項目	講ずる措置等
実施した見直しの概要 (平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等 (注))	○ 平成19年度から外部監査を導入し、事業の透明性を確保 ○ 事業を安定的に運営するため、保証料率の引上げ、物的担保の徴求等を実施
融資等業務の目標	○ 米穀の販売事業者の出荷業者等に対する債務 (買受代金債務) が100%履行されることにより、年間を通じた米の取引の円滑化が図られること
目標達成度の評価	—
その他	—

注) 「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」 (平成18年12月24日行政改革推進本部決定)